

審 査 基 準

平成 2 1 年 4 月 1 日作成

法 令 名：	公益信託ニ関スル法律
根 拠 条 項：	第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：	公益信託の引受けの許可
原権者(委任先)：	青森県知事
法 令 の 定 め：	<ul style="list-style-type: none">・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令第 1 条第 1 項（都道府県知事等による事務の処理）・ 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第 29 条（都道府県公安委員会の補佐）・ 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則第 1 3 条（警察本部長の補助執行）
審 査 基 準：	公益信託の引受け許可審査基準等について (平成 6 年 9 月 1 3 日公益法人等指導監督連絡会議決定。別添のとおり)
標 準 処 理 期 間：	1 月以内
申 請 先：	警察関係公益信託の目的とする事業の所管課
問 い 合 わ せ 先：	青森県警察本部警務部警務課 017-723-4211
備 考：	受益の範囲が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係公益信託に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。